

議 題

1 会議の運営方法について

(1) 会議の公開・非公開について

【参 考】

旭市審議会等の会議の公開に関する要綱（抜粋）

（目的）

第1条 この要綱は、審議会等の会議の公開に関し必要な事項を定め、審議会等の会議のより公正な運営及び透明性の向上を図ることにより、もって開かれた市政の実現に資することを目的とする。

（審議会等）

第2条 この要綱において「審議会等」とは、実施機関（旭市情報公開条例（平成17年旭市条例第14号。以下「条例」という。）第2条第1号に掲げる機関をいう。）に設置された審議会、協議会等をいう。

（会議の公開の原則）

第3条 審議会等の会議は、これを公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 会議において、条例第12条各号に掲げる不開示情報に該当すると認められる事項を取り扱う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると認められるときで、審議会等が会議を公開しないことを決定した場合

2 検討委員会設置の経緯について

旭市には、現在、小学校15校、中学校5校の計20校の公立学校があり、5,102人の生徒が就学しております。

しかしながら近年、全国的な少子化が進み、児童生徒の減少に伴う学級数の減少から「学校の小規模化」が広がりつつあります。旭市においても同様であり「学校の小規模化」に対して、真摯に向き合う時期に来ていると思われま

す。「学校の小規模化」は、児童生徒一人ひとりに目が行き届くなど良い面もありますが、クラス替えができず人間関係が固定化したり、様々な集団活動・行事等の教育効果が下がったりするなどの影響があります。また、教職員の配置数が減ることでグループ別指導や習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難になり、学校運営にも影響が及ぶことも考えられます。

また、今後、財政的にも厳しくなることが予想される中で、学校施設を充実したものとするための方策も考えていく必要があります。

一方、学校には、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域交流の場等、様々な機能を併せもっています。

このようなことから、旭市教育委員会は、次代を担う子供たちへの教育効果を第一に考え、各学校の規模や地理的条件、また、地域との関わりや地域コミュニティの活性化などの幅広い見地から、子供たちにとってより充実した教育環境が提供できるようにするため、この度「旭市学校のあり方検討委員会」を設置したところです。

つきましては、本市における児童生徒を取り巻く状況や社会経済情勢の動向なども踏まえ、幅広い見地より意見交換、検討を行い、旭市の目指すべき学校のあり方について提言していただきます。

3 今後のスケジュール（案）について

会議	時 期	検 討 内 容
第1回	平成28年7月20日（水）	①会長・副会長の選出 ②会議の運営方法について ③今後のスケジュールについて ④小・中学校の現状について
第2回	平成28年11月	・現状と課題について ・学校の適正規模・適正配置について ・提言内容の総括
第3回	平成29年2月	
第4回	平成29年7月	
第5回	平成29年11月	
第6回	平成30年2月	提言書まとめ
	平成30年2月	教育委員会へ提言書を提出